

通所型サービスA(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目		算定項目					
A6	1211	通所型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,528	1月につき	
A6	1212	通所型独自サービス/211日割		1,528 単位	日割の場合	÷ 30.4 日	50 単位	50 1日につき
A6	1221	通所型独自サービス/212		事業対象者・要支援2			3,077	1月につき
A6	1222	通所型独自サービス/212日割		3,077 単位	日割の場合	÷ 30.4 日	101 単位	101 1日につき
A6	1213	通所型独自サービス/221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		370 単位	370	
A6	1223	通所型独自サービス/222		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		379 単位	379	
A6	C221	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18 単位減算	-18 1月につき	
A6	C222	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1 1日につき
A6	C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212		事業対象者・要支援2			36 単位減算	-36 1月につき
A6	C224	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1 1日につき
A6	C225	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/221		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4 単位減算	-4
A6	C226	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/222			事業対象者・要支援2		4 単位減算	-4
A6	D221	通所型独自業務継続計画未策定減算/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18 単位減算	-18 1月につき	
A6	D222	通所型独自業務継続計画未策定減算/211日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1 1日につき
A6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算/212		事業対象者・要支援2			36 単位減算	-36 1月につき
A6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算/212日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1 1日につき
A6	D225	通所型独自業務継続計画未策定減算/221		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4 単位減算	-4
A6	D226	通所型独自業務継続計画未策定減算/222			事業対象者・要支援2		4 単位減算	-4
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算/21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22		事業対象者・要支援2		752 単位減算	-752	
A6	6227	通所型独自サービス同一建物減算/23		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94 単位減算	-94 1回につき	
A6	5622	通所型独自送迎減算/2	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	-47 片道につき	
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/2	科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40 1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	フ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)		所定単位数の 92/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員等処遇改善加算(II)		所定単位数の 90/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員等処遇改善加算(III)		所定単位数の 80/1000 加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算 IV		(3)介護職員等処遇改善加算(IV)		所定単位数の 64/1000 加算		
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算 V 1		(3)介護職員等処遇改善加算(V)		(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1)	所定単位数の 81/1000 加算	
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算 V 2		(3)介護職員等処遇改善加算(V)		(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2)	所定単位数の 76/1000 加算	
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算 V 3		(3)介護職員等処遇改善加算(V)		(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3)	所定単位数の 79/1000 加算	
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算 V 4		(3)介護職員等処遇改善加算(V)		(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4)	所定単位数の 74/1000 加算	
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算 V 5		(3)介護職員等処遇改善加算(V)		(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5)	所定単位数の 65/1000 加算	
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算 V 6		(3)介護職員等処遇改善加算(V)		(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6)	所定単位数の 63/1000 加算	
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算 V 7		(3)介護職員等処遇改善加算(V)		(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位数の 56/1000 加算	
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算 V 8		(3)介護職員等処遇改善加算(V)		(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位数の 69/1000 加算	
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算 V 9	(3)介護職員等処遇改善加算(V)		(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位数の 54/1000 加算		
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算 V 10	(3)介護職員等処遇改善加算(V)		(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位数の 45/1000 加算		
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算 V 11	(3)介護職員等処遇改善加算(V)		(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11)	所定単位数の 53/1000 加算		
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算 V 12	(3)介護職員等処遇改善加算(V)		(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12)	所定単位数の 43/1000 加算		

A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算V13		(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位数の	44/1000	加算	
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算V14		(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位数の	33/1000	加算	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	8004	通所型独自サービス/211・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,528 単位	定員超過の場合 × 70%	1,070	1月につき
A6	8005	通所型独自サービス/211日割・定超		事業対象者・要支援1	50 単位		35	1日につき
A6	8014	通所型独自サービス/212・定超		事業対象者・要支援2	3,077 単位		2,154	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス/212日割・定超			101 単位		71	1日につき
A6	8006	通所型独自サービス/221・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	370 単位	1回につき	259	
A6	8016	通所型独自サービス/222・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	379 単位		265	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	9004	通所型独自サービス/211・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,528 単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,070	1月につき
A6	9005	通所型独自サービス/211日割・人欠		事業対象者・要支援1	50 単位		35	1日につき
A6	9014	通所型独自サービス/212・人欠		事業対象者・要支援2	3,077 単位		2,154	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス/212日割・人欠			101 単位		71	1日につき
A6	9006	通所型独自サービス/221・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	370 単位	1回につき	259	
A6	9016	通所型独自サービス/222・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	379 単位		265	

する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。